

【郵便による不在者投票】

下肢に重度の障がいがある方等で「郵便投票証明書」の交付を受けている人は、自宅で郵便により不在者投票ができますが、決められた期日までに投票用紙等の交付申請をしなければなりません。

また、「郵便投票の代理記載制度」も利用できますが一定の制限があるため、あらかじめ申請をしていただく必要がありますのでお早めにお問い合わせください。

【投票所と投票時間】

投票区名	投票所	投票時間	投票区名	投票所	投票時間
第1投票区	市役所大会議室	7時～18時	第9投票区	日見公民館	7時～17時
第2投票区	津久見小学校体育館	7時～18時	第10投票区	赤崎地区集会所	7時～17時
第3投票区	千怒小学校体育館	7時～18時	第11投票区	津久見市漁村センター	7時～17時
第4投票区	第二中学校体育館	7時～18時	第12投票区	久保泊地区農業構造改善センター	7時～17時
第5投票区	青江小学校体育館	7時～18時	第13投票区	市役所四浦出張所	7時～17時
第6投票区	堅徳小学校体育館	7時～18時	第14投票区	狩床地区集会所	7時～17時
第7投票区	長目小学校体育館	7時～17時	第15投票区	高浜地区集会所	7時～17時
第8投票区	無垢島地区集会所	7時～16時	第16投票区	大分県漁業協同組合保戸島支店	7時～17時

【選挙運動の制限について】

選挙運動はできるだけ自由であることが望ましいのですが、公正な選挙を行うため、公職選挙法では各種の制限がなされています。その主なものは、次のとおりです。

◎事前運動

選挙運動ができるのは、立候補の届出をしてから投票日の前日までです。立候補届出前の選挙運動は「事前運動」として禁止されています。

◎戸別訪問

選挙運動のために有権者宅や会社などを一戸一戸訪ねることは「戸別訪問」として禁止されています。また、家の中に入らずに軒下や入口で面会する場合や、相手が不在あるいは面会を拒否された場合も該当します。

◎飲食物の提供

選挙運動に関して、その名目にかかわらず飲食物(お茶および通常用いられる程度のお茶菓子は除く。)を提供することは禁止されています。陣中見舞いとして候補者などに酒などの物品を贈ることも違反になります。

◎買収・供応・妨害

選挙運動のために買収や接待したりされたりすることは禁止されています。また、候補者のデマをとばしたり、候補者・選挙人等を脅したり、演説・集会・交通などを妨害したり、選挙用ポスターを破いたりして選挙の自由を妨げると処罰されます。

◎候補者等の寄附

政治家や立候補予定者が、選挙区内にある者に対し寄附をすることは、選挙運動期間中に限らず禁止されています。

また、候補者等に対し寄附を求めることも許されていません。

■問い合わせ先 / 津久見市選挙管理委員会事務局 ☎82-4111(内線180)

津久見市長選挙

市民一人ひとりの声を市政に反映させるため、必ず投票に行きましょう。

【選挙期日の告示日】 **12月1日(日)**

(※立候補受付時間 8時30分～17時)

【選挙期日(投票日)】 **12月8日(日)**

【投票資格】

◆投票できる人

◎年齢 平成13年12月9日までに生まれた人。

◎住所 令和元年8月30日以前から引き続き市内に居住し津久見市の選挙人名簿に登録されている人。

◆投票できない人

◎今回の選挙人名簿に登録されていない人。投票しようとする日の前日までに市外転出した人。

ただし、転出(予定)日までは期日前投票できます。

【投票の方法】

◇「期日前投票」は、候補者の氏名を書いて投票します。

◇「不在者投票」は、候補者の氏名を書いて投票します。

◇「投票日当日」は、候補者の氏名の上欄に○のスタンプを押して投票します。

【期日前投票】

投票資格を満たす人で、投票日当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等により投票に行けない人は期日前投票ができます。

期日前投票ができる期間は令和元年12月2日(月)～12月7日(土)です。

期日前投票所の名称	投票の時間	投票の期間
市役所大会議室	午前8時30分から 午後8時まで	12月2日(月)から 12月7日(土)まで
日見公民館		
市役所四浦出張所	午前10時から 午後5時まで	12月5日(木)から 12月7日(土)まで
大分県漁業協同組合保戸島支店		

※投票所によって、投票できる期間や投票時間が異なりますので、注意してください。

【不在者投票】

①不在者投票施設の指定を受けた病院や老人ホーム・介護老人保健施設等で行う投票 ②郵便投票

③名簿登録地以外での投票 ④選挙期日には満18歳に達するが、投票の時点ではまだ18歳に達していない人の投票については、従来どおり「不在者投票」を行うこととなります。

不在者投票ができる期間は12月2日から12月7日の間、投票場所は市役所選挙管理委員会会議室です。